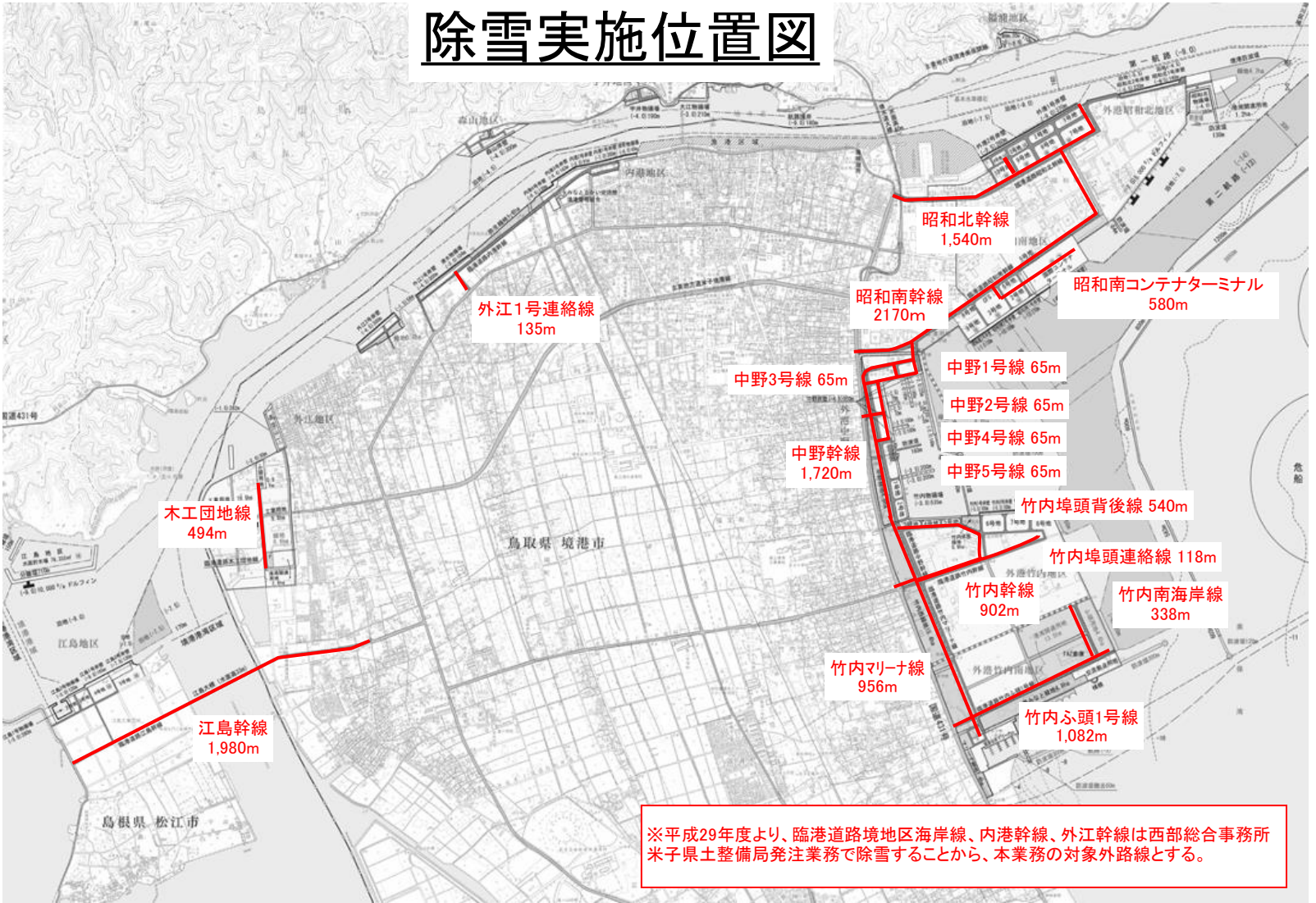


契約図書

除雪実施位置図



江島幹線	1,980m
江島幹線以外	10,900m
合計	12,880m

除雪業務特記仕様書

この特記仕様書は、境港管理組合管理者（以下「甲」という。）が発注する臨港道路江島幹線（江島大橋）外の車道除雪について、受託者（以下「乙」という。）が適正に履行するため、業務及び使用機械に関する仕様を示すものである。

1 除雪業務について

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、除雪業務について適用するものとする。

2 本仕様書に定めのない事項については、鳥取県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）第1編共通編の規定によるものとする。

3 乙は、設計資料において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計資料に相違がある場合は、原則として設計資料の規定に従うものとし、疑義がある場合は甲に確認を求めなければならない。

日本建設機械化協会 道路除雪ハンドブック （平成16年12月）

日本道路協会 道路維持修繕要綱 （昭和53年7月）

日本建設機械化協会 新編防雪工学ハンドブック （昭和62年3月）

日本道路協会 道路防雪便覧 （平成2年5月）

（一般事項）

第2条 乙は、異常降雪時を除き次に定める除雪水準による幅員を確保することを目標として作業しなければならない。なお、異常降雪時における目標は、甲の指示によるものとする。

（除雪水準）

区分	日交通量の基準	除雪目標
第1種	1,000台/日以上	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。
第2種	500～1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保を原則とするが、状況によって、1車線幅員で待避所を設置する。
第3種	500台/日未満	1車線幅員で、必要な待避所を設けることを原則とする。

2 乙は、除雪業務の遂行にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。

3 乙は、業務委託区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、応急処置を行い、速やかに甲にその処置を報告し、指示を受けなければならない。

4 乙は、除雪業務において、業務区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に甲と協議しなければならない。

5 乙は、作業内容、気象及び道路状況について、求められた場合には甲に報告しなければならない。

6 乙は、業務区間の道路付属物や占用物件等について、事前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。

7 乙は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに甲に連絡し指示を受けなければならない。

8 乙は、除雪業務の遂行においては、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。

9 業務遂行時における緊急事態に備え、連絡体制を定め甲に提出しなければならない。

（様式1）

(作業基準等)

第3条 業務は「作業区分と出動基準」(別紙-1)に基づき行うものとする。

2 車道除雪について

(1)降雪により交通障害を発生させないよう速やかに行うものとする。

3 雪道巡回について

(1)雪道巡回は、業務受託区間について、甲の指示があった場合に実施するものとする。

(2)乙は、雪道巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、速やかに甲へ報告し、その処置について指示を受けなければならない。

(出動体制)

第4条 乙は、常に気象状況に注意を払い、作業基準に達したとき、又は甲から指示があったときには速やかに出動できるよう体制を整えておくものとする。

(除雪待機)

第5条 速やかな除雪業務を遂行するため、次の待機を行うものとする。

1 除雪機械待機

(1)乙は、監督員が指示した場所に待機対象の除雪機械を待機させなければならない。

(2)除雪機械の出動については、出動基準に達した場合、もしくは甲から指示があった場合とする。

2 運転要員待機

(1)乙は、夜間(19時～7時)に大雪注意報または警報が発令された場合は、運転要員を常に出動できる状態で待機させなければならない。

(2)運転要員は、出動基準に達した場合、もしくは甲から指示があった場合は、直ちに出勤しなければならない。

3 情報員待機

(1)乙は、17時発表の天気予報において当日夜間から翌朝にかけて降雪予報が発令された場合、情報員を待機させなければならない。

(2)情報員は、雪に関する情報、交通情報の収集整理をするとともに、除雪作業が必要となる場合に備え、常時、運転要員との連絡がとれる状態にしておかなければならない。

(使用機械)

第6条 乙は、除雪機械の配置計画及び使用機器について、予め甲の承諾を得なければならない。

2 貸与機械に係る管理及び修繕等については、乙の責任によるものとする。

3 貸与機械を変更しようとする場合は、甲に協議するものとする。

(作業報告)

第7条 乙は、自主的に出動する際は事前にその旨を甲に報告すること。

2 乙は、作業日報、運転記録紙等を甲の指示により提出しなければならない。

(出来型確認)

第8条 出来型の確認は、「出来型確認方法」(別紙-2)のとおりとする。

(苦情等の処理)

第9条 業務中に沿道住民等から苦情または意見等のあった時は丁寧に応対し、直ちに甲に報告するとともに適切な処置をとらなければならない。

(機械の貸与)

第10条 乙は、機械の引き渡し前に物品借受書(様式2)を発注者に提出しなければならない。

(貸与機械の管理)

第11条 乙は、貸与期間中は貸与機械を良好な状態に保つよう管理しなければならない。

2 乙は、貸与機械の使用、管理等については、次の各号に掲げる事項に注意しなければならない。

- (1) 貸与機械は担保に供しないこと。
- (2) 貸与機械は、貸与を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 貸与機械の日常整備、修理を実施すること。
- (4) 貸与機械の整備は、当該機械に精通した者が行うこと。

3 甲は、乙が貸与機械の引渡しを受けたにもかかわらず、正当な理由なくこれを使用しない場合、又はこの仕様書に違反した場合には、貸与機械の返納を命ずることができる。

4 貸与機械のタイヤチェーンの交換が必要になった場合、破損したタイヤチェーンは廃棄せず、甲が指定する場所に集積すること。

(貸与機械の損害の負担)

第12条 乙は、貸与機械を亡失し又は毀損したときは直ちに監督員の指示を受けなければならない。

2 天災その他の不可抗力によって貸与機械に関して損害が生じたときは、その損害の補償については甲と乙が協議の上決定するものとする。

(貸与機械の返納)

第13条 乙は、貸与機械を返納しようとする時には、甲の指定する場所において、甲の確認を受けなければならない。

(貸与機械の状況確認)

第14条 甲は、貸与期間中に貸与機械の使用状況等について確認を行うことができる。

(受託者の負担)

第15条 乙は、次の各号に挙げる費用を負担しなければならない。

- 2 設計図書及び仕様書に示さない軽易なもので除雪作業上又は作業目的の維持管理上欠くことのできない材料及び作業に要する費用。
- 3 除雪作業、記録写真に要する費用。
- 4 乙の責に帰する理由により生じた費用。

~~—(積算方法)—~~

~~—第16条—本業務の予定価格の算出にあたっては、借上機械については、グレーダの年間管理費にかかる除雪期間相当分(12/1~1/9相当分の40日間分)の費用(以下「固定的経費」という。)を計上している。また、運転時間損料については、グレーダの運転1時間当たり換算値から、年間管理費に相当する費用を減じた損料を計上している。~~

~~—なお、固定的経費については、稼働時間による設計変更を行わないが、運転時間損料については稼働時間により設計変更の対象とする。ただし、当該機械が他公共機関の除雪を行うこととなったときは、この限りではない。~~

(成果品の提出)

第17条 乙は、業務終了後すみやかに、業務期間中の報告様式、写真等を取りまとめ、提出するものとする。

(保険の加入)

第18条 乙は、対人（1名につき2,000万円以上）及び対物（1事故につき100万円以上）の賠償保険に加入すること。

(その他)

第19条 この仕様書及び関係図書に定めのない事項については、甲乙双方の協議により決定する。

(注意事項)

平成29年度より、臨港道路境地区海岸線、内港幹線、外江幹線は西部総合事務所米子県土整備局発注の業務で除雪を行うことから、本業務の対象外路線とする。

臨港道路江島幹線とその他の臨港道路で分けて時間管理、報告すること。

除雪業務実施要領

(目的)

この要領は、境港管理組合管理者（以下「甲」という。）が発注する車道除雪（以下「除雪業務」という。）に必要な事項について定め、受託者（以下「乙」という。）が適正かつ安全に業務を履行することを目的とするものである。

1 車道除雪業務について

- 第1 除雪作業は、甲からの出動命令のほか、降雪が出動基準に達し交通に支障がある場合に機械を出動させること。出動時間は地域により異なるが、貨物輸送や通勤通学並びにバスの通行に間に合うように除雪すること。
- 第2 除雪作業中は天候にかかわらず前照灯を点灯し、「除雪中」の看板を取り付けること。また、除雪作業のため通行者に危険を及ぼす恐れがある場合には注意を促すための標識を設けるとともに、夜間は適当な照明を点じ、危険箇所には赤色灯を設置しなければならない。
- 第3 無登録機械は、必ず運転ナンバーを申請して取り付けること。
- 第4 運転者は、法令で定められた免許所有者及び車両系建設機械運転技能講習修了者に限ること。
- 第5 除雪機械には赤旗、発煙筒、ランプを備え付けること。
- 第6 助手は、除雪作業中の安全管理及び除雪機械の整備点検・給油脂・清掃作業にあたらなければならない。
- 第7 除雪機械を作業現場に運搬する場合は、舗装面を損傷してはならない。
- 第8 除雪作業の実施にあたっては効率的な除雪に心がけると共に、舗装面や道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように努めること。

2 作業報告及び業務完了届けについて

- 第9 乙は、作業報告等について次の事項に留意するものとする。
 - (1) 除雪業務を実施した場合には、その都度交通確保状況及び機種別の機械稼働時間を監督員に報告するとともに、作業日報、写真を整理し、毎月10日までに前月分の業務に関する書類を甲に提出するものとする。
 - (2) 除雪機械の実作業時間は、作業日報の運転時間とすること。
 - (3) 乙は、交通確認簿を備え、監督員がパトロールした場合に確認を受けなければならない。

作業区分と出動基準

作業区分		作業概要	出動基準
車道除雪	新雪除雪	路面の新雪を路側へ排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前の比較的高速作業をなしえる状態にある場合の作業をいう。	①積雪量が基準に達し、さらに雪が降り続くことが予想される時。 ②積雪をそのまま放置しておく、凍結等により交通障害が予想される時。 ③その他監督員の指示による時。 【基準】 重点区間 3cm 江島大橋及び取付道路の区間 一般区間 10cm 市街地を中心とする交通量の多い幹線道路 上記以外
	路面整正	圧雪路面において、交通量の増大、気温の変化により、轍掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。	①路面の残雪が多く、放置すると交通困難な状態となる時が予想される時。 ②気温の上昇にともない圧雪がゆるみだした時。 ③その他監督員の指示による時。
	圧雪処理	路面上に成長した圧雪または氷盤を除去、切削する作業をいう。	①部分的な圧雪、氷雪盤が生じ、交通に支障をきたすと思われる時。 ②気温の上昇や、通行車両の攪乱作用などにより、極端な不陸を生じ、交通障害をきたすと思われる時。 ③その他監督員の指示による時。
	拡幅除雪	路側に堆積された雪及び吹き溜まりを、所定の幅員の確保、次期除雪の堆雪スペースの確保のため、さらに路側に排除したり雪堤に積み上げる作業をいう。	①雪堤が成長し、所定の幅員及び車線数の確保が困難となった時。 ②雪堤が高くなり見通しが悪く、交通に支障をきたすと思われる時。 ③次期除雪の堆雪スペースの確保が困難となる時が予想される時。 ④その他監督員の指示による時。
歩道除雪		歩道上の新雪を通行者や自転車による散乱や硬い圧雪が形成される前に路側へ排除する作業をいう。	①降雪をそのまま放置しておく積雪・圧雪・凍結等により歩行障害が予想される場合で、監督員の指示による時。
凍結防止剤散布		路面及び路面上の雪の凍結防止、氷盤処理の際の補助のための凍結防止剤の散布、車両の滑り防止のための砂散布の作業をいう。	①気象状況、路面状況などから、凍結路面の発生が予想される場合で概ね下記のような場合。 ・路面が新雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成され路面凍結するおそれがある時。 ・降雪や融雪により路面や圧雪表面が湿潤状態になり再凍結のおそれがある時。 ②凍結路面が発生し車両の円滑な走行が困難となるおそれがある時。 ③その他監督員の指示による時。 ④散布量は、以下を基準とするが、状況に応じて対応する。 予防散布 20g/m ² 程度 融解補助 30～40g/m ² 程度
雪道巡回		路面状況や気象状況等の把握のために行うパトロール作業をいう。	①監督員の指示による時。

出来形確認方法

工種	種別・細別	測定単位	測定方法	測定基準	摘要
一般除雪工	除雪ドーザ 除雪グレーダ 除雪トラック ロータリ除雪車 その他除雪専用車	時間 (10分)	日報 写真 (作業開始終了時、作業状況)	1回/日 "	
運搬排雪工	積込用機械 ダンプトラック その他使用機械	時間 (10分)	日報 写真 (作業開始終了時、作業状況)	1回/日 "	
凍結防止工	凍結防止剤散布専用車 凍結防止剤散布装置 搭載車	時間 (10分) 重量 (t)	日報 写真 (作業開始終了時、作業状況)	1回/日 "	
歩道除雪工	小型除雪車 ハンドロータリー	時間 (10分)	日報 写真 (作業開始終了時、作業状況)	1回/日 "	
雪道巡回工	パトロール車	回	日報 監督員の確認	1回/日	
待機補償		回	日報 監督員の確認	1回/日	

様式1

連絡体制報告書

担当路線名	
担当者	
受託者名	
住所	
電話番号	
ファクシミリ	

連絡先（昼間）				
連絡順	氏名	職名	電話番号	携帯番号
1				
2				
3				

連絡先（夜間）				
連絡順	氏名	職名	電話番号	携帯番号
1				
2				
3				

※ 2名以上記載してください。

令和 年 月 日

受託業者名

(様式2)

物 品 借 受 書

境港管理組合

管理者 平井伸治 様

令和 年 月 日

借受人 住 所

氏 名

(印)

下記の物品を借り受けます。借受物品の取扱いについては、令和 年 月 日
付境管第 号の物品貸付承認通知書の条件に従います。

記

1 使用目的

臨港道路江島幹線外除雪業務委託に伴う除雪業務

2 使用場所、品名及び数量

品名、数量：除雪機械（グレーダ、鳥取000る230）、1台

使用場所：江島幹線外除雪業務委託に係る車道

3 期 間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで